

【不動産のご売却をお考えのお客様へ】

事前簡易調査に関するご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、不動産ご売却のご依頼を賜りまして誠にありがとうございます。
お客様の大切な不動産を安全かつ円滑にご売却いただくためにお願いがございます。

不動産をご売却するには、

1. 売買対象範囲を図面および現地にて明確にすること。
2. 現地には境界標を設置し、買主に明示すること。
3. 境界標が無いときは新たに境界標を設置する必要があること。
4. 3の場合、土地家屋調査士による測量にもとづき隣接地所有者立会のうえで境界標の設置をすること。
が必要となってまいります。

また、現地の境界標の状況と地積測量図・区画整理図・国土調査図面等の図面との整合性がない場合や登記簿面積との大幅な相違、越境物等が存在している等々 境界に関しては、後々の紛争予防のためにも特に留意される必要が多々ございます。

そこで弊社では、売却前の事前簡易調査をお勧めしております。

簡易調査の項目としましては

- ① 境界標の探査
- ② 現況測量図作成
- ③ 境界標写真撮影
- ④ 各種図面、法令規準等との整合性確認
- ⑤ 万一問題が内在している可能性がある場合の報告とアドバイスを弊社提携土地家屋調査士事務所に協力依頼しております。

担当営業社員にてお客様より聞き取りかつ現地確認させていただき、**専門家による調査が必要であると判断される場合、事前簡易調査にご協力をお願いいたします。**
事前簡易調査費用は、標準的な宅地で8万円(税別)となっております。

調査内容は上記①～⑤記載項目となっており、境界復元や確定測量・分筆登記などの追加業務が必要となる場合は、提携会社 アンバーパートナーズ より、別途お見積もりを提出させていただきます。

⚠️ お客様へのお願い

- 境界調査のため、隣地に入る場合もあります。
- 境界を探すために、土を掘ったり、ブロック塀を一部ハツル場合がございます。
隣地へのご挨拶・ご承諾をお願いいたします。
- 打合せの上、測量に入る日程を決めますが、できるだけお客様のお立会いをお願いいたします。

上記内容の説明を受け、事前簡易調査を発注いたします。

平成 年 月 日

ご署名

印